

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・釧路弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを
明らかにするために、全国一斉電話相談を実施します。

1 例えば、こんな相談に弁護士が直接お応えします。

- ・申請書がもらえない。
- ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
 - 「家族に援助してもらいなさい」
 - 「生活保護ではなく、別の制度（生活困窮者自立支援制度）を利用しなさい」
 - 「65歳までは働けるので、頑張って仕事を見つけなさい」
 - 「自動車を処分しなさい」
 - 「所持金がなくなってから来なさい」
 - 「ホームレスなので生活保護は受けられない」
 - 「借金があると生活保護は受けられない」
 - 「家賃が高すぎるから生活保護は受けられない」
 - 「保護費を返してください」
 - 「辞退届を書いてください」
 - 「住宅扶助の基準が変わったので安いところに転居しなさい」

2 相談料・電話代はかかりません。

ひんこんはななくす



0120-158-794

2015年12月10日(木)

10:00～16:00

※お問合せ先 釧路弁護士会法律相談センター ☎ 0154-41-3444

（実施案内は日弁連ホームページに掲載しています。）。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。